

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第3回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成15年7月14日(月)13:30～15:45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,相良朋紀,鈴木芳夫,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),鹿子木総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 指名の適否について審議する手順・方法について(続)
- 規則上,指名諮問委員会で定めることが予定されている事項について
- 指名諮問委員会において指名の適否について判断する基準について

(2)次回の予定等について

5 配布資料

(審議資料)

5 最高裁判所が指名の適否を委員会に諮問することを要しない場合

6 指名諮問委員会において指名の適否について判断する基準について(検討用たたき台)

(参考資料)

13 裁判官に求められる資質・能力について記載された文献等

14 裁判官の人事評価の在り方に関する研究会報告書(抜粋)

15 判事補の経験の多様化について

16 法曹制度検討会(第17回)議事概要(抜粋)

6 議事

(1)協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

・指名の適否について審議する手順・方法について(続)

庶務から、審議資料4に基づき、3の「弁護士からの任官」の部分について説明された。

:

弁護士任官希望者については、裁判官としての職務を行うのに必要な資質・能力を備えているか否かに関する情報収集が重大な課題になる。事務当局から実情を説明してもらいたい。

:

判事の再任の場合は、過去10年間の執務の状況に基づく評価があり、司法修習生から判事補への任官の場合、修習中の成績、教官・指導官からの評価・情報があるが、弁護士任官者の場合は、裁判官としての職務を行うのに必要な資質・能力を備えているか否かに関する資料・情報をまとまった形で入手することが難しい。現在は、裁判官採用選考申込書、日弁連を通じて提出された資料のほか、二回試験等の修

と、小委員会が面接及び資料のチェックを行った後、全体の委員会で決めることになる。したがって、面接は通常2回行うことになる。「裁判官応募者のための調査質問票(自己評価票)」の質問事項を見ると、弁護士業務の特徴、得意分野、自己評価、論文等があればその内容等、かなり詳細な事項を記載するようになっている。収入も書かせている例もある。「裁判官応募者推薦のための評価調査票(第三者評価票)」は、第三者が記載する秘密の調査票である。適切な方を選んで、弁護士の能力等を記載してもらっている。資料としては、申込書、推薦書2通、自己評価票、第三者評価票、準備書面、関係した判決、掲載された論文等がある。3、4か月かけて選考されている。これで万全とは言えないが、従前に比べると充実してきている。弁護士任官者に対し、否定的な評価があることは否定しないが、どのような裁判官像を求めるかによって、評価が変わってくると思う。判決を書く力や法律実務知識はキャリア裁判官に追いつけないかもしれないが、法律実務家として培ったものをどう評価の対象としていくのか、弁護士任官の良さというものを併せて議論していく中で、弁護士任官の審査のスタンスを決めていただきたい。

確かに、最近では、御説明いただいたような資料が弁護士会から出ているが、それでも能力を判断するのは難しい。自己評価票を見ても、廉直さ、公正さといった項目ごとに、aとかbに丸をつけておられるが、そう評価する根拠は何も書かれていないので、客観的にその評価が正しいのか判定するよすががない。他の弁護士による評価でも、法曹としての能力、弁護士としての評判、裁判官としての適性という項目ごとにaとかbに丸が付けられているが、それがどのような根拠で判定されたのか何も書かれていないことが多いので、よくわからない。裁判官としてやっていける能力の持ち主なのかどうかの判断は、更に資料が充実しないとできない。

弁護士任官した場合のサポート体制はどうなっているのか。

まず、弁護士任官者がスムーズに裁判官としての仕事に入っていけるよう、それぞれの個性に応じ、最初からいきなり単独裁判を担当してもらうのではなく、地裁の保全

事件を担当してもらったり、高裁の陪席裁判官をしてもらったり、配置についてできるだけの配慮をしている。現在は特定分野に限っての任官も受け入れているので、例えば、本人が家事事件を希望する場合には、家裁に配置するなどの配慮もしている。また、弁護士任官者が2名いる部を作るという試みもしている。さらに、弁護士任官者を集めて司法研修所で一定期間の研修も行っている。

「裁判官応募者推薦のための評価調査票(第三者評価票)」は、検察官からも個人的に意見を聴くのか。

そのとおりであり、組織的なものではまったくない。

日弁連が申込書に添付した資料も、当委員会に提出されるのか。

最終的には当委員会に提出されることになるものと思われる。

現在の議論は、地域委員会が弁護士任官者にどのような資料をどう出してもらうかという議論である。審議資料4の3(2)の地域委員会における情報収集のところには、裁判所に対しても指名候補者の名簿を提供し、裁判官が有する情報を提出してもらったらどうかと記載されているが、この点についてはどうか。

弁護士任官適格者選考委員会は、地域委員会に対応する8ブロックの弁護士会連合会に設置されているので、念のため付加しておく。

検察官からも情報収集しているのか。

弁護士任官したい人、あるいは推薦した人から、情報を収集してほしい同僚弁護士、相手方弁護士、裁判官、検察官の名前を挙げてくるので、「裁判官応募者推薦のための評価調査票(第三者評価票)」を出すことになるかと聞いている。

3年間程度の事件リストを出してもらって裁判所から評価することはよいと思う。弁護士の場合、そこから潜在的な質を評価することができる。収入と評価とが、直接、表裏一体になっているわけではなく、収入が低くても立派な仕事をしている弁護士は多い。そういう人にまで、おしなべて収入報告書を提出させれば、弁護士の裁判官任官への意欲を失わせ、疎外感を感じさせてしまう。むしろ、裁判所等から得られる情報に基づいて、必要がある場合に限って、面接するなり、収入を報告させるようにすべきである。

：
手弁当で立派な仕事をしている人もいる。必要に応じて年収を出させるのが妥当である。

：
これまで弁護士から任官された例で、望ましくない人がどれくらい裁判官に任官したのかを把握しているか。

：
昭和63年から直近までで判事として51名、判事補として10名の合計61名が任官した。そのうち望ましくない例を具体的な数でいうのは難しい。

：
弁護士会から推薦があった任官希望者は全員採用されたのか。

：
そうではない。不採用になった例もあるし、面接をした結果、その状況などから本人が希望を取り下げた例もある。

：
それにもかかわらず、問題のある事例があるのか。

：
推薦という制度が採用されたのは、ごく最近のことであり、この制度の下で採用された者についての分析はまだできていない。問題があるというのは、昭和63年からの過去の弁護士任官者を全体として見た場合の状況である。

弁護士任官の良さや、弁護士任官者に求められる裁判官像について、お伺いしたい。

：
弁護士任官に求められる裁判官像としては、上から下を見下ろさないとか、思いやりがあるとか、人間味があふれる裁判官であろう。また、和解がうまいとか、当事者を納得させることができるという長所もある。判決を書く能力が劣っていても、生の社会経験を通じて、裁判官になっていただくことで、弁護士任官の制度が意味のあるものとなり、これまでもそういう人たちを送り出していると思っている。

：
我々も弁護士任官を推進したいと考えている。判事補から判事になる者だけというのでは、どうしても均質化しすぎるので、もう少し、多様性を持った方々が裁判官になるのがよい。弁護士が裁判官になることによって、それぞれのバックグラウンドを活かして、いろいろな場面で活躍していただけたらと思う。ただ、裁判官になった以上、最低限、事件をきちんと処理していただかなくては、当事者に迷惑がかかり、国民にも納得されないであろう。

：
弁護士任官で、大変能力が高い人もいる。弁護士としての経験を活かして、事件の表には出てこないことを加味して判断することができることもある。ただ、弁護士からの任官者は和解が上手というが、そうとは限らない。和解は、最終的な判断をきちんと決めたと決めた上で行わなければならないが、一方当事者の話にのめり込んでしまうという面、ある種の長所というか欠点があるようである。また、判決文がなかなかうまく書けるようにならないとか、判断ができないという面もある。また、通常、裁判官は当事者の供述だけでは簡単に事実認定をしないが、当事者の言葉を信じて間違った認定をしてしまうという面もある。

：
地域委員会に対して、どういう資料を収集していただくかという面と、我々が当委員会で判断する場合に、地域委員会で収集された資料に基づいてどう判断するかという面がある。

：
収入についても資料として収集するかどうかを決めた方がよい。私としては、収入が少ない場合や、多い場合に、その理由を説明してもらえれば、説得力のある資料であり、無駄な資料でもないし、圧力にもならないので、必要と考える。

：
反対である。多くても少なくとも説明を求めることは本末転倒であり、何よりも弁護士任官者の意欲をなくしてしまう。3年間の事件リストさえあれば、その力量を判断することができる。一律に収入を明らかにすることは反対である。

：
私も重ねて反対である。収入というものは、その人にとってはプライバシーの問題でもあり、最初から裸になれというのはいかがなものか。疑問のある人だけでよい。いずれにしても、収入で直接、人の質を量ることに抵抗がある。

：
事件リストをきちんと出してもらえば、それで大体把握できる。法廷活動が非常に重要である。確定申告書は抵抗が大きいかもしれないが、必要な場合には提出してもらうことが考えられる。

：
地域委員会は、弁護士任官の場合には、裁判所に対しても問い合わせをすることになるので、過去3年分の事件リストを出してもらおう。地域委員会では、集まった情報を整理してとりまとめをすることになるが、その責任で、追加資料として、収入に関する資料が必要と判断した場合には、提出させることとしてはどうか。弁護士任官希望者全員に収入に関する資料を提出させるのは、プライバシーの問題もあり適切ではないのではないか。

：
検察官は転勤が多いので、必要な場合には他の地域委員会からも情報が得られるようにしてもらいたい。

前回、裁判官の再任の際にも議論されたことであるが、地域委員会での情報収集をどこまで広げるかという問題であろう。

：
弁護士からの任官の場合、担当した事件のリストを渡されて、それで意見を求められたとしても、特殊な悪い情報は集まるであろうが、その人の裁判官としての適格性に関する情報はなかなか集まらないのではないかという懸念がある。例えば、事件に関与した裁判官や検察官、相手方の弁護士などに対し、フォーマットを決めて、その人の裁判官としての適格性に関するアンケートを実施したりすることはできないか。

：
悪い情報ばかり集まるということはないと思う。この人は事案に即したいい準備書面を書いているとか、和解交渉の際に誠実に対応していたなどの良い情報は集まるであろう。そういった特徴のない、普通の人については何も情報がないかもしれないが、そういう人は不適とするような人ではないと思う。

：
審査をする際に、不適格な人を排除するのか、それとも裁判官として適格かどうかを審査するのかの考え方にもよると思うが、先ほど述べたように、事件に関与した者に意見を聞くことはできないのか。

：
小さな庁ならともかく、例えば、東京では、この人についてということで聞かれても、事件と結びつかないため、答えることは難しいと思う。事件リストがあれば、「ああこの事件か。」ということになり、その記録の中から準備書面を見るなどして、その人の資質・能力を判断できるが、アンケートということになれば、印象点のようなものになりがちで、その基礎にどのような事実関係があるかということが分からないので、指名の適否の判断の資料とし得ないのではないかと思う。

：
「この事件に関与した方として御意見をお聞かせください。」という方式であれば可能か。

：

具体的にこれこれの事実に基づいてというように情報の的確性を吟味することができ
るようなものが書かれるのであれば、可能だと思う。

「この事件に関与したこの人が裁判官になりたいということである。」ということでアン
ケートを実施することはできないか。

数人の弁護士が関与している場合には、そこで議論し、検討した上で裁判所に書面
を出しているという実情もあるようなので、個人の資質に着目してアンケートを実施す
るとするのは困難ではないか。

弁護士会は、従来の弁護士任官適格者選考委員会をまず行い、それに通過した者
を弁護士任官希望者として最高裁に提出するというシステムを従来どおり維持する
のか。

そうである。

そうすると、地域委員会が情報収集する際には、個々の弁護士には意見を聞くけれ
ども、弁護士会には意見を聞かないということになると思われるが、従来のシステム
を変えることは考えていないのか。

地域委員会が動き出したときの状況を見て、手直しが必要かもしれないとは思ってい
る。

弁護士会の任官適格者選考委員会にかかるのはいやだが、裁判官には任官したい
というような人もいるかもしれない。円滑に任官を推進するようなシステムを考えるこ
とが望ましいと思う。

任官希望者が非常にたくさんいて、各ブロックの連合会がそれを絞るというのであれば問題はないと思うが、そもそもの希望者が少ない状況で、選考委員会も行き、地域委員会の審査も行うということでは大変なのではないかと思う。

平成16年4月に任官予定の弁護士任官希望者について動き出しているようである。その実情を受けて、地域委員会に何を求めるべきか検討することが相当と思われるので、庶務からそのあたりの実情を説明してもらいたい。

平成16年4月の弁護士任官候補者については、11名の申込みがあった。地域委員会別の内訳は、東京が9名、広島及び福岡が各1名となっている。これらの任官希望者については、当委員会への諮問がなされた段階で、委員の方々に御連絡を差し上げるとともに、所管の地域委員会に対して、指名候補者の名簿と略歴を提供し、11月中旬までに情報収集の上その結果を報告するよう要請することとしたいと考えている。

今までの議論を整理すると、地域委員会が行う情報収集については、審議資料4の3(2)記載のように裁判所、検察庁、弁護士会に照会をする。併せて、当委員会は任官希望者本人から、担当した裁判事件のリストを提出してもらい、地域委員会は、それらをもとにして、任官希望者が弁護士としてどのような活動を行っていたのかについて具体的な情報を収集し、十分な活動がされているかを判断する。そして、地域委員会の判断により、必要があれば収入についても検討する。その結果、収集した情報を中央の委員会に報告する。こういうことになると思う。ところで、検察庁に照会したところ、この人物についてはあの検察官が詳しい情報を持っているが、当該検察官は既に転勤してしまってここにはいないというような場合、だれがどのような方法で情報を取得することができるのかということが問題となるが、この点はどうか。

2つの方法が考えられると思う。1つは、中央の委員会に、あの検察官が詳細な情報を持っていて、審査に当たって問題になりそうだという情報が上がってくれば、中央の

委員会で必要性を判断の上、当該地域委員会に情報収集の依頼をすることが考えられる。もう1つの方法は、当該検察官が何らかの方法で、当該弁護士が任官希望者となっているという情報をつかめば、当該検察官から所管の地域委員会に対し情報を寄せるという方法が考えられる。その場合には、地域委員会の方で、その情報をシャットアウトすることなく、中央に上げるべき情報かどうか検討されることになる。ただし、2つ目の方法までシステムとして行うということになると、際限なく広がるということになるので、基本は、何らかの形で中央に上がってくるという仕組みになっていけばいいと思っている。そのためにどのようにすれば合理的となるかについては、運用をしていく中で検討すべきことと考えている。

：

転勤により、そのような情報がシャットアウトされるようなことだけは避けてもらいたい。

：

上がってきた情報はシャットアウトしないということになる。

規則上、指名諮問委員会で定めることが予定されている事項について

：

最高裁判所が指名の適否を委員会に諮問することを要しない場合については、審議資料5に記載の2つの場合をたたき台として提案させていただきたいが、この点について御協議いただきたい。

：

免官又は転官から経過した期間が3年をわずかに超えた者についても諮問することになるのか。

：

事務の都合で3年を若干超えるということもあり得るが、そのような場合をルール化するのには困難なので、ルールとしては3年以下としておき、若干超えたような場合には、持ち回り審議など、審議の方法を簡略化していただければ大変ありがたい。

：

最高裁判所が指名の適否を委員会に諮問することを要しない場合については、審議資料5に記載の2つの場合とすることで取りまとめたいがどうか。

異議なし

指名諮問委員会において指名の適否について判断する基準について

指名の適否について判断する基準については、検討用のたたき台として審議資料6を作成させていただいた。検討の方針、指名の適否について判断する基準の基本的な考え方、審査項目及びそれを検討する際の視点(考慮要素)のイメージについて、あくまでも一応の方針としてはあるが、ご協議いただきたい。

審議資料6に記載の内容でよいのではないか。これ以上のことについて、この段階でここで議論を展開しても決着をつけられない問題のように思う。

(審査項目のイメージについて)

審査項目の3つについては、の「裁判官としての職務を行う上で必要な一般的資質・能力」が重要であり、記載順序としては、これを一番最初に記載すべきではないか。少なくとも、の「部等を適切に運営する能力」は順序としては最後ではないかと考える。

特にこだわらないが、この審査項目は重要度の順に並んでいるものでもないだろうし、このままでよいのではないか。

基本はの事件処理能力で、これを支えるものとしてがある。他方、事件処理を行うにあたっては、の組織を動かすマネジメント能力も必要となってくるが、これを支えるものとしてもがある。つまり、とを支えるものとしてがある。富士山を想定してもらいたい。

：
裁判官の昇進ではなく、個々の裁判を行う裁判官としての適格を判断するのに、 が
必要というのは釈然としない。

：
で のマネジメント能力も評価されているのではないかとことも考えられるが、
の事件処理能力というのは、裁判を行う力量そのものであり、 の周りを取りまとめ
ていく、あるいは弁護士や当事者からうまく意見を引き出していくというマネジメント
能力とは別ではないか。

：
裁判官の職権行使は独立して行うが、それが適切になされるためには書記官等との
チームワークが必要となる。現に、法的思考能力には優れるが、書記官等との人間
関係がうまく処理できないために、結果として適切な事件処理が行えない事例がみら
れる。マネジメント能力は、裁判官の能力としては大きな要素となるのではないか。

：
審査項目のイメージとしては、 は物事を見定め、見極める、 は見渡す、 は人間
の深さと理解できるのではないか。

そうであれば、 の見渡すということは重要である。

：
審議資料6には、審査項目とそれらについて検討する際の視点があげられているが、
これらを判断するのはどの資料からか。

：
基本的に、所長の報告書は 、 、 の視点を踏まえて書かれていると考えるべき
で、所長の報告書で問題がなければネガティブチェックからは落ちる。逆に、いささか
これはどうかということになると、考慮要素としてどういうものがあるかということで、生
の資料のようなものを出してもらい、また、地域委員会にも資料を集めてもらうという
ことになるのではないか。

：
現在の人事評価も、所長はこのような視点を頭において行っている。

所長の短い報告書にどれくらいのことが書かれるのか不安である。

再任のときには、少なくとも5人の所長が見ているので、何か具合の悪いことがあれば、出てくるはずである。他方で、5人の所長が見て何も問題がないのなら、信頼していただきたい。そういうことでスタートして、何か問題が生じたのなら、その隘路を乗り越える方策を考えていけばよいのではないか。

この委員会は初めてで、評価基準等よく分からないこともあるので、早い時期に総括してもらいたい。

あまり早い時期だとあまり変わらないが、評価基準等は一応のものなので、見直しの機会を設けることは必要であろう。

審議資料6の2の(1)及び(2)を一応の方針とすることでまとめたいが、いかがか。

異議なし

(判事補の多様な経験について)

庶務から、審議資料6の2(3)の「判事補の多様な経験について」について説明された。

判事補の他職種経験は、原則として全ての判事補が行うべきだと考えている。この他職種経験は、裁判官の資質向上のための重要な制度と位置付けられていることから、考慮要素からランクアップして審査項目にした方がよい。その趣旨は、他職種を経験していない人を外すということではなく、他職種を経験できる条件があるのに、制度の趣旨を理解せずに拒否することを重く見た方がよいということである。

審査項目というのは厳しいので、「重要な」考慮要素ということでよいのではないかと。

他職種経験については、受け入れる側も派遣する側も環境・条件面で不十分な状況にあるので、現状ではこれ以上の記載は無理ではないかと。ただ、「考慮要素」とすると審議資料6の2(1)、(2)の「審査項目」、「考慮要素」との関係が問題になるので、別の表現にした方が無難かもしれない。

当委員会において指名の適否について判断する基準との関係で、判事補の多様な経験をどのように取り扱うかについては、審議資料6の2(3)のとおりでよいというのが大方のご意見と伺ったが、いかがかと。

異議なし

新任判事補の諮問はいつ行われるのか。委員会で諮問、即答申となるのか。それとも、修習生から任官希望が出された段階で諮問されるのか。

二回試験の前には任官希望が固まっているので、その時点で諮問することを予定している。なお、資料は二回試験が終わらないと調べられないので、審議して結論を出していただくのは、その後にならざるを得ない。

地域委員会が、一定の関与ができる時間を持てるように諮問してもらいたい。

前回まとめていただいたように、この類型においては地域委員会の活動は限定的であるが、諮問はしかるべき時期にして、その名簿が地域委員会に届くようにしたい。

人事評価の制度が変わると、この委員会に出される所長の報告書も変わるようになるのか。

毎年作られる所長の人事評価書は変わることになるが、重点審議者の振り分けのための所長の報告書は変わらない。

(2) 次回の予定等について

(次回以降の予定について)

:

第4回の委員会は9月8日、第5回の委員会は10月6日、第6回の委員会は12月上旬にそれぞれ開催することを予定している。なお、今月下旬から8月上旬にかけて、全国8つの高裁所在地に置かれた地域委員会で第1回目の会合が開かれる予定である。

(作業部会について)

:

次回からは、今回までの議論を踏まえて、指名の適否に関しての実質的な審議を開始する。次回は、主として平成16年4月期任命の判事補から判事への任命、判事の再任候補者について審議していただくことになる。なお、次回の委員会に先立って開かれる作業部会のメンバーについては、委員長に一任していただいたところであるが、学識経験者から戸松委員及び新村委員に、また、検察官委員から鈴木委員、弁護士委員から堀野委員、裁判官委員から相良委員にそれぞれお願いしたいと考え、事前に御内諾をいただいているが、御異存はないか。

:

異議なし

:

作業部会のメンバー以外の委員についても、御希望により、事前に審議資料をご覧いただけるよう準備をしたい。

(地域委員会に対する情報提供について)

:

今月下旬から、各地で第1回の地域委員会が開催されることになるので、当委員会での協議の内容について、各地域委員会に情報提供していく必要があるが、この点について、庶務の方から説明してもらいたい。

:

まず、第1に、各地域委員会に対しては、当委員会での協議の内容に関する情報として、配付資料と議事要旨を提供したい。第2に、指名の適否について審議する手順・方法に関する当委員会でのこれまでの協議の内容を簡潔にまとめて、地域委員会に伝える必要があるかと考えている。第1回から第3回までの当委員会における協議を踏まえて、審議資料4や各回の委員会の議事要旨の取りまとめをベースにして作成することを考えている。

:

地域委員会に対する情報提供の在り方については、庶務から説明があったような取扱いとしたいと思うが、それでよいか。

:

異議なし

(次回の予定について)

次回の委員会は、9月8日(月)午前10時から開催されることとなった。

以上